

「はままつ出世マーケット」出品規約

(趣旨)

第1条 本規約は、株式会社ヤタロー（以下「甲」という。）が運営、提供する浜松市公式オンラインアンテナショップ「はままつ出世マーケット」（以下「本ショップ」といい、本ショップで提供するサービスを「本サービス」という。）への出品に関し、甲と出品申込者（以下「乙」という。）との間の遵守事項及び権利義務関係等について定めるものとする。

(入会届)

第2条 乙は、乙の商品を甲が運営する本ショップにおいて甲が販売しようとする場合、甲が作成した入会届に所定事項を記入のうえ、甲に提出するものとする。

2 乙は、入会を認められた場合、甲との間で「取引基本契約書」を締結するものとする。

(出品申込)

第3条 乙は、本規約の内容を遵守することを承諾し、かつ、甲が定める以下の要件を満たすことを確認し、甲指定の出品申込書に必要事項を事実と反することなく記載し、甲の指定する方法に従い甲に本ショップへの商品の掲載（以下「出品」という。）を申し込むものとする。

- (1) 浜松市内に本社又は主たる事業所を有すること。但し、(3)イに該当する商品を提供する事業者にあたっては、この限りでない。
- (2) 反社会的勢力に関わる事業者ではないこと。
- (3) 下記の要件のいずれかに該当していること。

ア 浜松市内で製造される製品又は(1)及び(2)の要件を満たす事業者のオリジナル商品

イ 浜松市内で生産、栽培、漁獲される農林水産物又はそれらを主に用いた加工品

- (4) 発注への対応（商品梱包、浜松市内からの発送、一定期間内の発送対応等）が可能であること。
 - (5) 季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産力を有すること。
 - (6) 販売価格は、製造原価及び一般消費者の立場から納得のいく合理的かつ妥当なものであること。
 - (7) 食品衛生法、食品表示法等、その他関係法令に定める規定に違反していないこと。
 - (8) 原則、自社製造の商品であること。（他メーカーへの製造委託は可）
 - (9) 商標登録等の知的財産権に関して問題を生じていない商品であること。
- 2 甲が乙から出品申込を受けた場合、次条の規定に従って出品の可否について審査を行い、乙の出品を認める場合には乙に対してその旨を通知するものとし、かかる通知をもって、本契約が甲と乙の間で成立するものとする。

- 3 乙が次の各号のいずれかに該当する場合、出品申込を承諾しないことがある。また、出品後であった場合でも甲はその承認を取り消し、本契約を解除する事ができる。出品が取り消され、又は本契約が解除された場合でも、乙は本ショップの利用に関して発生した支払い義務などの本規約上の履行責任を免れないものとする。
- (1) 出品した商品が不相当と甲が判断した場合
 - (2) 出品した商品の製造及び販売に必要な免許または許可を保有していない場合、もしくは適切な申請がなされていない場合
 - (3) 本規約に違反するおそれがあると甲が判断した場合
 - (4) 甲に提供された書類又は情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (5) 過去に第16条2項の処分を受けたことがある場合。
 - (6) 過去に本ショップへの出品申込の承諾がなされず、又は承諾を取り消された者である場合
 - (7) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (8) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると甲が判断した場合
 - (9) その他、甲が出品を適当でないと判断した場合

(審査)

第4条 甲は前条の販売申込があった場合は、乙の出品の可否について審査を行うものとする。

- 2 乙は、審査方法を甲に一任するものとし、審査により本ショップへの出品が認められない場合、又は本ショップへの出品中において本契約が解約となった場合でも不服を申し立てないものとする。
- 3 審査において、乙が販売申込時に提出した書類以外に、追加情報、資料及び書類等が必要となった場合、乙は甲に当該情報、資料及び書類をすみやかに提供するものとする。また、乙の出品後であっても、乙が前条第3項各号に該当するか判断するため、甲が乙に要請した場合には、乙は甲に対し当該情報、資料及び書類を提出するものとする。

(商品の発送)

第5条 乙が出品した商品に対して利用者から購入の申込みがあった場合、甲は乙に対しその旨を通知するものとし、かかる通知をもって甲と乙との間で当該商品（以下「本商品」という。）について売買契約（以下、「個別契約」という。）が成立する。なお、出品

商品について甲と売買契約を締結した利用者を以下「顧客」という。

- 2 個別契約の内容は、原則として第2条2項の「取引基本契約書」に従うこととする。
- 3 乙は、前項の個別契約が成立した本商品について、以下の期限内に甲が通知する商品の梱包を行い、配送に当たっては、甲が指定する配送業者を、甲が指定する方法により利用するものとし、発送後は、必ず、発送日の翌日以内に甲に対して発送完了メールを送信することとする。
 - (1) 在庫が存在する場合：個別契約の成立後5日以内
 - (2) 在庫が存在しない場合：在庫の入荷後5日以内（但し、個別契約の成立後1週間以内とする。）
- 4 乙は、前項の納入期限までに本商品を配送することができないおそれがある場合には、直ちに当該理由及び遅延するおそれのある日数を甲に通知するものとし、乙と甲は対応措置を協議の上決定するものとする。但し、かかる通知は乙の債務履行責任その他の責任を免除又は軽減するものではない。
- 5 本商品が顧客等の不在又は受け取り拒否により返送された場合は、乙は直ちに甲に通知するものとし、甲の指示に従って再発送又はキャンセル（個別契約の解除）等の処理を行うものとする。この場合の費用は乙が立て替え、甲が負担するものとする。

（所有権移転及び危険負担）

- 第6条 個別契約が成立した本商品の所有権は、本商品が顧客の住所その他の場所に到着した時点で乙から甲へ移転するものとする。
- 2 本商品に対する危険負担責任は、前項の納入時に乙から甲へ移転するものとし、甲の責に帰すべからざる事由により、納入までの間に生じた本商品の一部または全部の毀損、変質、滅失等の損害は、乙の負担とする。

（検査）

- 第7条 甲は、乙が本商品を甲に引渡した場合、本商品を直ちに検査し、本商品に種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときには直ちに契約不適合の旨を乙に通知しなければならない。
- 2 乙は、甲による検査の結果、契約不適合になった本商品については、乙の費用負担でこれを引き取り、甲の指示に従い本商品を再度納入する。
 - 3 本商品の甲への引渡日から起算して別表にて所定の期日（以下「検査期限日」という。）までに甲が乙に対して第1項の通知を行わなかった場合、当該引渡しにかかる本商品は検査に合格したものとみなす。

（返品）

- 第8条 前条の検査の結果、乙が甲に納品した本商品が次の各号に該当する場合、甲は、

当該本商品を返品することができる。

- (1) 本商品が汚損、毀損又はその他の理由による不良品であるなどの契約不適合が認められたとき。
- (2) 本商品が顧客の注文した商品と異なるとき、又は顧客の注文数を超えて甲に納品されたとき。
- (3) 甲が指定した納期に1日以上遅れて甲に納入されたとき。
- (4) 甲の作成した基準に基づき再販売可能もしくは返品可能な商品について、顧客が注文の取り消し、返品を希望したとき

2 前項(1)～(4)の返品に係る商品の移動経費は乙の負担とする。

3 乙は、注文の取り消し又は返品が行われた場合、またはその他の事情により取引が不成立となった場合、速やかに注文の取り消し処理、キャンセル処理を適切に行う。甲への返金が必要な場合、乙は、必ず事前に届け出たメールアドレスを利用して甲に電子メールを送信し、連絡を受けた甲は、内容を確認し顧客への返金処理を行う。

(直送)

第9条 甲が指定した場合、乙は、顧客等に直接、本商品を納入することとする（以下、当該納入先を「直送先」という。）。

2 前項に基づき乙が直送先に本商品を納入したときは、甲は、直送先をして本商品の受入検査および検収を行わせ、直送先による受入検査及び検収を甲の受入検査及び検収とみなして第7条、第8条を準用する。

(通信設備等)

第10条 乙は、自己の責任において本ショップを利用する為に必要なコンピューター端末、通信機器、通信回線その他の設備を保有し管理するものとする。

2 乙が本ショップを利用する際に利用する通信回線等の利用料は、乙が負担するものとする。

3 甲は、乙が送受信した利用者及び顧客からの注文メールその他の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、甲はいつでもこれらの情報を削除できるものとする。なお、甲はかかる情報の削除に基づき乙に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

(情報提供)

第11条 甲は、乙に対して本ショップの運用に必要な情報の提供を求める事ができるものとし、乙は、これに応じるものとする。

(届出事項の変更)

第12条 乙が第3条の出品申込の際に届け出た内容に変更が生じた場合、乙は甲指定の変更届にて遅滞なくその旨を届けるものとする。

- 2 前項の届出を怠った結果、乙が不利益を被ったとしても甲は一切その責任を負わないものとする。
- 3 甲は、変更内容を審査し、本ショップの利用を一時的に停止、又は、本契約を解除することがある。

(出品商品の変更)

第13条 乙は、本ショップへ出品する商品の内容を変更する場合には、出品予定商品の名称、内容、販売価格、掲載開始日その他甲が必要とする情報を甲に提供の上、甲の定める方法により変更を申請するものとする。

- 2 甲は、前項に定める出品商品の変更申請に対する承認を自らの裁量で行うことができるものとし、乙はその結果に異議を述べないものとする。また、いかなる場合も甲は当該承認をしなかったことについて、理由を述べる義務を負うものではなく、乙に対して一切の責任を負わないものとする。
- 3 甲は、第1項に定める出品商品の変更に対する承認を行った後においても、第14条又は第15条に定める商品であると甲が判断した場合、その他乙が本規約に違反していると甲が判断した場合は、いつでも本ショップにおける当該商品の掲載を停止することができるものとし、これについて乙に対して一切の責任を負わない。

(出品・販売の禁止)

第14条 乙は、本ショップにおいて以下に該当する商品を出品・販売できないものとする。

- (1) 犯罪を誘発するおそれのあるもの
- (2) 生命・健康・財産・プライバシーその他の権利を侵害する恐れのあるもの
- (3) 第三者の保有する著作権・商標権などの知的財産権を侵害する恐れのあるもの
- (4) 第15条で制限されている商品
- (5) 医薬品
- (6) その他甲が販売を不相当と認めたもの

(出品の制限)

第15条 本ショップにおいて、販売に許可が必要な食品については、甲の承認を得た業者に限り販売を許可するものとする。

- 2 甲が出品商品の販売を不相当と判断する場合、乙に商品登録の取り消しを指示するものとする。

(本ショップ利用の一時停止及び本契約の解除)

第16条 乙が次のいずれかに該当する場合、甲は、事前に通知することなく本ショップの全部又は一部の利用を一時停止し、また、催告後も相当な期間内に改善されないときは本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 甲に提供された書類又は情報の全部又は一部につき虚偽があった場合
 - (3) 甲、他の出品者その他の第三者に損害を生じさせる恐れのある目的又は方法で本ショップを利用した又は利用しようとした場合
 - (4) 重大な法令違反を犯し、相手方が一般社会に対する信頼を著しく損ねたと判断される時。
 - (5) 販売商品の発送等の不履行が生じた場合
 - (6) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受けた場合
 - (7) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあった場合
 - (8) 租税滞納処分を受けた場合
 - (9) 支払停止若しくは支払不能になり、若しくは破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てがあった場合又は清算手続に入った場合、解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - (10) その他財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
 - (11) 本ショップの運営を妨害し又は甲の名誉信用を毀損した場合
 - (12) 第3条第3項各号に該当する場合
 - (13) その他、甲が不相当と判断する相当の理由がある場合
- 2 前項により本サービスの利用が一時停止又は本契約が解除された場合でも、乙は、本ショップの利用により発生した支払義務等の本規約上の履行責任を免れないものとする。
- 3 第1項により本サービスの利用が一時停止又は本契約が解除された場合でも、甲は乙に対しいかなる責任も負わないものとする。

(退会)

第17条 乙は退会しようとする場合、甲の定める退会手続きを行うものとする。

- 2 甲は、乙の退会を認める場合には、乙に対して退会を認める旨を通知するものとし、かかる通知をもって、本サービスからの退会手続きが完了するものとする。

(乙の保証責任及び表示等)

第18条 商品に関し、乙は次の事項を保証するものとし、これに反することにより生じる損害は、乙が負担するものとする。但し、本商品の欠陥が甲の責による場合は、乙はその限りにおいて責任を負わないものとする。

- (1) 製造物責任法（PL法）にいう欠陥が存在しないこと
 - (2) 甲に提示した本商品の品名、サイズ、重量、素材、仕様、付属品等の情報に誤りのないこと
 - (3) 第三者の知的財産権（商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、営業秘密、商号、著名な商品表示、商品形態等）及び肖像権を侵害しないこと
 - (4) 広く知られた第三者の商号、容器、包装等と同一もしくは類似のものではないこと
- 2 乙は、本商品に、関係法令・業界ガイドライン及び乙の定める基準等により決められた品質や規格等の表示並びに適正な取扱説明書や指示・警告表示等を付さなければならない。
- 3 乙は、本店舗出品期間中、商品に関し、乙の費用で生産物賠償責任保険を付保することができ、甲が請求した場合、乙は保険証券の写しを甲に交付しなければならない。
- 4 乙は、本ショップの利用にあたり、甲所定の手順及びセキュリティ手段を遵守し履行するものとする。
- 5 乙は、本ショップの利用にあたり、以下の行為をしないものとする。
- (1) 他人の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為
 - (2) 猥褻・虚偽事実の流布など公序良俗または法令に違反する行為
 - (3) 他人を誹謗中傷、または他人に迷惑・不利益などを与える行為
 - (4) 本規約上の権利を第三者に譲渡・貸与・または担保提供するなどの行為
 - (5) 本ショップの運営を妨害する行為
 - (6) 本ショップが関知しない営利を目的とした、本ショップからのリンク
 - (7) その他、甲が不相当と判断する行為

（クレーム等の対応）

第19条 甲及び乙は、次の各号に該当する事由が生じた場合、遅延なく相手方に連絡し、当事者間で協議して適切な事態の解決を図ることとする。

- (1) 商品が前条1項の保証に違反したとき、またはそのおそれがあるとき
 - (2) 契約不適合責任その他の法律上の責任（商品に関するものを含むがこれに限られない）が生じたとき、またはそのおそれがあるとき
 - (3) 利用者・顧客を含む第三者からクレーム、訴え、調停、その他の紛争解決手段の提起、その他の請求を受けたとき、またはそのおそれがあるとき
 - (4) その他甲が必要と認めたとき
- 2 第18条各項の乙の違反、前項により甲に生じた損害及び本商品の製造物責任法に定める欠陥により生じた損害は、乙が負担するものとする。但し、本商品の欠陥が甲の責による場合は、乙はその限りにおいて責任を負わないものとする。

(広告の掲載)

第20条 甲は、本ショップ上に第三者の提供する広告を掲載することがある。広告内容は
広告提供者の責任で掲載されるものであり、甲は、広告内容の正確性等について、いかなる保証も行わず、いかなる責任も負わないものとする。

2 甲は、本ショップ上で利用者及び顧客に対しアンケート調査等を行うことがある。調査結果については第23条（守秘義務）を適用する。

(乙の協力義務)

第21条 下記の場合、甲は乙に対し、本サービスの利用状況に関する情報・資料等の提供を求めることができるものとする。この場合、乙はこれに応じるものとする。

- (1) 乙その他の出品者による本規約の遵守状況を調査確認するため必要な場合
- (2) 本ショップに提供するシステムの故障予防又は回復のため必要な場合
- (3) 本サービスを提供するシステムの技術的又は経済的機能向上のため必要な場合
- (4) その他、甲が必要と判断する相当の理由がある場合

(知的所有権)

第22条 本ショップで提供される情報に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条までの権利をいう。）並びにそれに含まれるノウハウその他一切の知的所有権は、甲又は甲の指定する者に帰属するものとする。乙は、甲の事前許可を得ることなく、営利目的の有無を問わず、本ショップで提供される情報について、その複製・改変・編集・頒布等の行為を一切しないものとする。

2 本サービスを提供するためのシステム及び本サービスにおいて、甲が乙の出品に際し提供する一切の著作物（本規約、本サービスの仕様書、販売マニュアル等を含む。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいう。）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、甲又は甲の指定する者に帰属するものとする。

3 本条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとする。

(守秘義務)

第23条 甲は、秘密情報（利用者及び顧客に関する情報を含む。）を本サービス提供のためにのみ使用するものとし、第21条2項に該当する場合を除き、個人識別が可能な形式で第三者に提供しないものとする。

2 乙は、秘密情報（本規約の内容、本ショップの仕様書、取扱マニュアル等を含む。）を本ショップ利用のためにのみ使用するものとし、甲の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩しないものとする。

3 本規約において「秘密情報」とは、本規約又は本サービスに関連して、甲又は乙が、

相手方より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。但し、以下に該当する場合については、秘密情報から除外するものとする。

- (1) 相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
- (2) 相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
- (3) 秘密情報によることなく単独で開発したもの

4 本条の規定は、本契約終了後1年間効力を有するものとする。

(顧客情報の保護)

第24条 本サービスの提供に当たり、利用者及び顧客の情報その他甲が乙に対して提供した情報に個人情報（個人情報保護法第2条に定める個人情報を意味する。以下「顧客等情報」という。）が含まれる場合、乙は顧客等情報を商品の発送その他本サービスを利用した取引の目的（以下「本目的」という。）のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

- 2 乙は、顧客等情報を秘密に保持し、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 3 乙は、顧客等情報を取り扱うすべての業務（以下「本業務」という。）を遂行するに当たり、顧客等情報を厳格に管理し、不正なアクセス又は顧客等情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずる。
- 4 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。但し、顧客等への本規約に基づく商品の発送に必要な場合又は事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 5 前項の場合といえども、乙は本条に定める責任を負うものとし、かつ乙は、再委託先との間で本条に準ずる契約を締結しなければならない。
- 6 甲は、本業務における顧客等情報の利用、管理状況について随時乙に報告を求めることができ、また必要に応じ、乙の事業所、事務所などの立入検査及びネットワーク経由での情報システムの安全性検査を実施できる。甲は当該立入検査及び安全性検査を行う場合、事前に乙に通知する。
- 7 乙は、甲から開示を受けた顧客等情報を利用して、本ショップを利用しないで直接利用者・顧客に対する営業又は取引を行ってはならないものとする。
- 8 乙が、前項の規定に反して利用者または顧客との間で取引を行った場合又はそのおそれがあることが発覚した場合、当該取引によって得られるべき売上相当額を違約金とし、乙は甲に対し、甲の定める方法により当該違約金を支払わなければならない。なお、当該取引により甲に違約金額以上の損害が発生した場合には、甲は乙に対して、かかる損害の賠償を求めることができるものとする。

(本ショップ提供の変更、一時停止、終了)

第25条 甲は、次のいずれかの事由により、乙に対し事前、もしくは緊急の場合事後に通知し、本ショップの全部、もしくは一部の提供を変更、一時停止または終了できるものとする。

- (1) 本ショップを維持するための保守点検などの作業を定期的、もしくは緊急に行う場合
 - (2) 本ショップを提供するシステムに故障などが発生した場合
 - (3) 停電、火災、地震、疫病その他不可抗力により本ショップの提供が困難となった場合
 - (4) その他、本ショップの運用または技術上の相当な理由がある場合
- 2 甲は、乙に対し1ヶ月以上前に通知し、本ショップの全部、または一部を終了できるものとする。
- 3 前項により本ショップが変更、一時停止、または終了する場合、甲は乙に対しいかなる責任も負わないものとする。

(本規約の改定)

第26条 甲は事前の通知なく、本規約又は本サービスの内容を任意に改定できるものとする。

- 2 甲は、本規約又は本サービスの内容を変更した場合には、乙に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、乙が本ショップを利用した場合又は甲の定める期間内に登録取消の手続をとらなかった場合には、乙は、本規約又は本サービスの内容の変更に同意したものとみなす。

(損害賠償)

第27条 本契約の期間中又は終了後を問わず、乙の責めに帰すべき事由により、顧客等若しくは甲に損害もしくは費用が生じた場合又は、第三者から甲に対し損害賠償の請求があった場合、乙は、それによって顧客等若しくは甲に発生した損害及び費用を、顧客等、甲、若しくは当該第三者に速やかに支払う。ただし、帰責事由の帰属につき疑義がある場合、甲及び乙は原因等の解明に協力する。

- 2 甲と乙は、本契約が終了した場合、個別契約に基づき納入されるべき本商品の未納分の納入価格の合計金額を、乙の本商品納入義務の不履行に関する損害賠償額の予定とすることに合意する。ただし、個別契約において別途異なる内容を定めることができることとする。

(準拠法・管轄等)

第28条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、出来る限り円満に解決するものとする。

2 本規約に関する準拠法は、日本法によるものとする。

3 本規約に関する紛争は静岡地方裁判所浜松支部又は浜松簡易裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。